



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年5月14日火曜日 第508号

◇ 目 次 ◇

国営土地改良事業の非農用地区域内に換地する土地の指定（2件）.....（農地整備課）... 379
 数人共同施行土地改良事業の換地処分.....（ " ）... 379
 土地改良区役員の就退任の届出（8件）.....（東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課）... 379
 道路の区域変更（県道大洲野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 381

公 告

争議行為の通知の公表.....（労務雇用課）... 382

教育委員会公告

令和7年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について.....（高校教育課）... 382

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正.....（選挙管理委員会）... 383

告 示

○愛媛県告示第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、越智敦子の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和6年5月14日

愛媛県知事 中村時広

所 在	地 番	地 目	地 積
西条市安用	甲103番1	田	889㎡のうち 500㎡

○愛媛県告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、十亀浩二の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和6年5月14日

愛媛県知事 中村時広

所 在	地 番	地 目	地 積
西条市丹原町徳能出作	233番1	田	2,589㎡のうち 499㎡

○愛媛県告示第453号

令和6年4月26日共同施行非補助土地改良事業過行地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和6年5月14日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月14日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐々木 則彦	西条市丹原町閑屋甲443番地3
"	曾我部 順一	西条市小松町大頭甲348番地2
"	三 木 伸	西条市小松町北川103番地2
"	矢 葺 節 雄	西条市氷見乙267番地1
"	日 野 博 之	西条市玉之江180番地2
"	藤 岡 芳 秀	西条市周布1815番地
"	近 藤 政 晴	西条市高田795番地2
"	西 山 久 智	西条市北条243番地
"	中 川 英 隆	西条市喜多台92番地
"	山 田 好 一	西条市広岡564番地
"	有限会社エイ・コム・ エス代表取締役 高 橋 正	西条市丹原町池田1398番地2
"	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地
"	山 内 雅 明	西条市丹原町北田野951番地1
"	越 智 毅	西条市丹原町川根甲749番地
"	楠 富 夫	西条市坂元144番地3
"	垂 水 久 明	西条市三芳879番地1
"	武 田 喜 義	西条市実報寺甲169番地1
"	日 浅 公 之	西条市楠甲877番地1
"	玉 井 敏 久	西条市丹原町高松甲1351番地1
"	日 野 典 子	西条市氷見乙957番地
"	真 鍋 美 鈴	西条市小松町新屋敷甲1800番地

"	莖田美佳	西条市周布1059番地1
監事	日野貴文	西条市小松町妙口甲249番地
"	首藤篤	西条市丹原町池田1875番地3
"	香河立男	西条市北条247番地1
"	十亀直敏	西条市河之内甲496番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	佐々木 則彦	西条市丹原町関屋甲443番地3
"	橋本 頼市	西条市小松町大頭甲254番地1
"	堀江 幸二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	小野 治美	西条市氷見甲20番地6
"	今井 敬三	西条市玉之江293番地
"	藤岡 芳秀	西条市周布1815番地
"	近藤 政晴	西条市高田795番地2
"	一色 和成	西条市三津屋370番地
"	檜垣 鐵雄	西条市円海寺249番地1
"	山田 好一	西条市広岡564番地
"	有限会社エイ・コム・ エンジニア代表取締役 高橋 正	西条市丹原町池田1398番地2
"	近藤 信利	西条市丹原町高知455番地
"	山内 雅明	西条市丹原町北田野951番地1
"	佐伯 峰義	西条市丹原町田野上方2126番地
"	村松 忍	西条市坂元甲323番地
"	垂水 久明	西条市三芳879番地1
"	武田 喜義	西条市実報寺甲169番地1
"	村上 繁敏	西条市楠甲453番地2
"	玉井 敏久	西条市丹原町高松甲1351番地1
監事	日野 貴文	西条市小松町妙口甲249番地
"	首藤 篤	西条市丹原町池田1875番地3
"	渡部 衛治	西条市広岡351番地
"	十亀 直敏	西条市河之内甲496番地

○愛媛県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市福角町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月14日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	乗松 敏彦	松山市福角町甲1703 - 2
"	井上 浩司	松山市福角町甲1703 - 3
"	岡本 真二	松山市福角町甲886
"	柳原 克彦	松山市福角町甲965 - 5
"	高橋 正彦	松山市福角町甲512
"	井上 昌也	松山市福角町甲1521 - 8
"	石丸 靖	松山市権現町甲133
"	乗松 孝則	松山市福角町甲235 - 2
"	乗松 道典	松山市福角町甲234 - 5
監事	西山 秀和	松山市福角町甲1656

"	七五三 琢	松山市福角町甲892 - 3
"	鈴木 典男	松山市福角町甲845 - 1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	七五三 琢	松山市福角町甲892 - 3
"	乗松 稔	松山市福角町甲383
"	乗松 修	松山市福角町甲388 - 1
"	乗松 敏彦	松山市福角町甲1703 - 2
"	西山 義明	松山市福角町甲1657
"	井上 健司	松山市福角町甲1269
"	柳原 幸治	松山市福角町甲778
"	柳原 龍夫	松山市福角町甲565
"	野本 昭彦	松山市福角町甲575 - 1
監事	西山 秀和	松山市福角町甲1656
"	石丸 正樹	松山市権現町甲128 - 1
"	柿迫 淳二	松山市福角町甲51 - 33

○愛媛県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年5月14日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	橋本 篤	松山市竹原四丁目8 - 17

○愛媛県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北条市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年5月14日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	仲田 正	松山市片山甲361番地

○愛媛県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年5月14日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

退任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 山 圭 二	松山市谷町315

○愛媛県告示第459号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市保免土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月14日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌 二

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	関 家 洋 二	松山市保免西2丁目4-6
"	森 潔 市	松山市保免西1丁目4-20
"	西 原 優 也	松山市保免西3丁目8-24
"	関 家 美登里	松山市保免西1丁目6-15
"	三 好 礼 子	松山市保免西3丁目10-18
"	武 智 昭 治	松山市保免中1丁目6-12
"	武 市 速 男	松山市保免中3丁目3-45
"	羽 藤 温 志	松山市保免中1丁目9-8
監 事	田 村 正 武	松山市保免上2丁目7-35
"	余 戸 庄 作	松山市保免西3丁目12-5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 田 久 洋	松山市保免上2丁目10-10
"	武 市 和 清	松山市保免中1丁目2-12
"	羽 藤 温 志	松山市保免中1丁目9-8
"	関 家 洋 二	松山市保免西2丁目4-6
"	西 原 俊 一	松山市保免中2丁目3-11
"	竹 田 佳 彦	松山市保免中2丁目3-30
監 事	田 村 正 武	松山市保免上2丁目7-35
"	関 家 雄 一	松山市保免西2丁目4-43

○愛媛県告示第460号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市坂本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月14日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌 二

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	尾 崎 正 夫	松山市浄瑠璃町111-2

○愛媛県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

"	北 住 健 二	松山市窪野町577
"	北 野 順 三	松山市久谷町甲1684-3
"	相 原 和 人	松山市浄瑠璃町823
"	高下花 光	松山市窪野町甲210
"	濱 野 康 雄	松山市窪野町14-3
"	新 崎 和 人	松山市久谷町2662
"	原 順 二	松山市浄瑠璃町甲491-3
"	光 田 和 弘	松山市久谷町395-1
監 事	相 原 輝 久	松山市久谷町627
"	相 原 慶 之	松山市窪野町2061
"	竹 中 正 一	松山市浄瑠璃町976-4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	檜 山 敬 介	松山市窪野町甲1606
"	北 住 健 二	松山市窪野町577
"	濱 野 康 雄	松山市窪野町乙14-3
"	尾 崎 正 夫	松山市浄瑠璃町111-2
"	日 野 正 俊	松山市浄瑠璃町甲928-2
"	松 田 達 也	松山市浄瑠璃町456
"	武 智 晴 也	松山市久谷町68
"	棟 田 良 雄	松山市久谷町2221
"	北 野 順 三	松山市久谷町甲1684-3
監 事	二 神 学	松山市窪野町甲353-1
"	藤 原 道 春	松山市久谷町818-1
"	竹 中 正 一	松山市浄瑠璃町976-4

○愛媛県告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市久米地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月14日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌 二

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	近 藤 喬	松山市久米窪田町843-1
"	岸 武 宏	松山来住町962

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 井 宗 和	松山市来住町775
"	中 須 賀 修 一	松山市久米窪田町652

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年5月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹甲1109番5から 同町大竹甲1089番9まで	旧	メートル 11.7~24.7	キロメートル 0.070	
			新	11.1~15.5	0.070	

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和6年4月30日あったので公表する。

令和6年5月14日

愛媛県知事 中村時広

- 事件 2024年度夏季一時金・その他に関する事項
- 日時 2024年5月16日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 場所

法人名	所在地
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491

- 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

教育委員会公告

○公 告

令和7年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る 学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日 及び合格者の発表の日について

令和7年度の愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

令和6年5月14日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜 二

- 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

- 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示第64号）に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

- 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	特色入学者選抜	定時制の課程の 第2次募集
学力検査等の期日	令和7年3月6日（木）及び同日7日（金）	令和7年1月31日（金）	令和7年3月28日（金）
合格者の発表の日	令和7年3月18日（火）	令和7年3月18日（火）	令和7年3月31日（月）

- 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

- 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

- 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

イ 出題範囲

- 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月文部科学省告示第73号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

- 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月文部科学省告示第14号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

- 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	令和7年3月10日（月）
合格者の発表の日	令和7年3月19日（水）

- 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

- 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示第64号）に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

- 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年5月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
今治市関前開発総合センター	今治市関前岡村甲2番耕地第5	200	今治市関前開発総合センター	今治市関前岡村甲2番耕地第5	200
今治市しまなみ交流プラザ	今治市伯方町木浦甲1200番地1	<u>70</u>			
省略			省略		